

成瀬小学校 新たな学校づくりに関する取組内容等と2024年度における事業到達目標一覧

資料3-1

章番号	取組項目/担当部課	取組内容	2023	2024	2025	2026	2027	2024年度における事業到達目標		
3章1	施設整備 【学校教育部施設課】	①建設スケジュール (PFI)	PFI事業者 公募準備・選定		新校舎設計・建設 (南第二小校舎解体含む)			・PFI事業の契約締結を行い、新校舎の設計業務を進めます。		
		②建設スケジュール (南成瀬小改修)	南成瀬小改修に係る 基本・実施設計	南成瀬小 改修工事等				・既存校舎の教室整備工事、不足する教室の増築工事を行います。		
3章2	通学関連 【学校教育部学務課・ 学校教育部指導課】	①既存通学路点検 (南第二小学校)	点検・安全対策実施	効果の検証	南第二小・南成瀬小統合校での 安全対策実施・効果の検証			・2023年度に実施した既存通学路の安全対策の効果を検証します。		
		②既存通学路点検 (南成瀬小学校)								
		③新たに通学路に 設定される個所の安全対策	安全点検・対策内容 決定	安全対策実施・進捗確認	対策効果の検証	安全対策実施・進捗確認		・新通学路を基に安全対策を実施します。		
		④安全教育の実施	安全教育の実施				・学期はじめ・学期末等に継続して実施します。 ・新通学路の状況を踏まえた安全教育の検討を実施のうえ、教育課程 の編成を行います。			
			教育課程上の安全教育の検討							
		⑤その他の安全対策	対策内容検討・決定				・新通学路の原案を基に引き続き検討を行います。			
			決定した内容から順次対策実施							
		⑥通学先を選べる ようにする	制度周知	申請受付	決定通知		制度周知	申請受付	決定通知	・学校統合等の特例措置による学区外通学の申請・受付を行い、決定 通知を送付します。
		⑦様々な視点から 負担軽減を検討する	具体策の検討			具体策の検討			・らくらく登校の試行結果を踏まえ、荷物負担軽減策を検討・実施しま す。	
			関係機関調整		軽減策の実施	関係機関調整				
⑧路線バスを利用して安心 して通学できるようにする	乗り方教室等の検討	乗り方教室等の実施			乗り方教室等の検討	乗り方教室等の実施	・路線バスの乗り方教室を実施します。 ・路線バスの時刻調整の協議を完了します。			
	学校での対応の検討			学校での対応の検討						
	バス事業者調整									
3章3	学校統合における 児童への配慮 【学校教育部指導課】	①児童同士の事前交流	南第二小・南成瀬小の事前交流内容の調整・実 施	統合校 の教育 課程の 編成				・引き続き、授業の時間を用いた交流や地域のイベントを通して、統合 対象校の児童の交流を実施します。		
		②生活時程や学校生活の 決まりごとの調整	南第二小・南成瀬小の生活時程・学校生活の 決まりごとの調整					・引き続き、該当校同士で、成瀬小学校の開校に向けて、計画的に準 備を進めます。		
		③特色ある教育活動の 調整	南第二小・南成瀬小の教育活動・教育目標の調 整		南第二小・南成瀬小統合校において教育活動実施			・成瀬小学校における教育活動を決定します。		
		④教員人事に関する要望	南第二小・南成瀬小統合に向けた東京都への人事要望						・統合校の教員人事構想を2025年4月に実現させるため、東京都教育 委員会に対し、教員の配置について要望を行います。 ・東京都教育委員会の新しい学校づくり重点支援事業において、統合 校への2025年度の教員加配措置の決定を受けます。	
		⑤相談体制の継続と周知	スクール・カウンセラーとの相談体制の継続・制度周知					・統合時における児童への配慮として、スクールカウンセラーの相談 支援体制等の検討を更に進め、検討内容に応じた対策等に取り組み ます。		

章番号	取組項目/担当部課	取組内容	2023		2024		2025	2026	2027	2024年度における事業到達目標
3章4	学校運営協議会と地域協働活動【学校教育部指導課】	①学校運営協議会の合流	南第二小・南成瀬小の統合に向けた体制及び委員構成の検討・決定		統合校の地域学校協働活動内容の検討	南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施			・統合対象校の校長と調整のうえ、成瀬小学校における学校運営協議会の委員構成を決定します。	
		②ボランティアコーディネーターの配置	2025年度の開校に向けた構成や人数の検討・決定			南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施			・統合対象校の校長と調整のうえ、成瀬小学校におけるボランティアコーディネーターの配置を決定します。	
		③学校支援ボランティア等の調整	各校の活動・担い手の整理・調整			南第二小・南成瀬小統合校において地域学校協働活動実施			・統合後も地域協働学校活動を持続させるため、必要な人材を確保していくよう統合対象校の校長と調整を行います。	
3章5	保護者と教職員による組織(PTA)【生涯学習部生涯学習総務課】	各校PTAの話し合いに係る調整	必要に応じて、各校のPTAの話し合いに係る調整の実施						・引き続き各校PTAの話し合いに参加し、必要な情報提供等を行います。	
3章6	歴史の継承【学校教育部新たな学校づくり推進課】	①物品	①設計内容を踏まえて、継承する物品の継承方法決定 ②継承する物品の一時保管先検討 ③継承しない物品の処分手続き			①継承する物品の新校舎への設置準備 ②継承しない物品の処分手続き			・決定した方向性に基づき、継承に向けた作業を進めて行きます。	
		②活動	活動内容の継承方法を実施主体において検討・実施							・引き続き、各校で実施されている教育活動について、教育課程への編成を考慮のうえ、統合対象校の校長で確認及び調整を進めます。
3章7	校歌・校章【学校教育部新たな学校づくり推進課】	校歌・校章	作成方法等の検討・決定	作成	事前交流で使用	南第二小・南成瀬小統合校で校歌・校章を使用			・2024年9月頃を目途に、校歌・校章の制作を完了します。 ・2024年度下半期にお披露目会を実施します。	
4章1	引越し【学校教育部教育総務課】	①引越し	統合校への物品等移設に向けた契約事務・必要物品移設				統合校への物品等移設に向けた契約事務・必要物品移設		2025年4月1日時点で必要となる物品等が揃っているように、3月31日までに引越しを完了させます。	
		②担当者連絡会	役割分担の確認、スケジュール共有等				役割分担の確認、スケジュール共有等		必要に応じて引越し関連部会全体で集まり、情報共有等を行います。	
			所管課との連携、調整				所管課との連携、調整			
		③物品整理	物品の整理、廃棄、売り払い				物品の整理、廃棄、売り払い		配備されている各物品の移転・リユース・廃棄等の最終方針を決定します。	
4章2	学校給食【学校教育部保健給食課】	①実施方法	南第二小・南成瀬小統合校の給食実施に向けた必要備品移設			南第二小・南成瀬小統合校での給食提供			・統合校で安定した給食提供ができるように、必要備品等を整備します。	
		新校舎の給食室整備								
		③物品整理								必要備品整理・移設
4章3	避難施設【防災安全部防災課】	①地域防災計画修正	①避難施設別避難者数推計実施 ②地域防災計画修正						・2023年度に到達済み。	
		②避難先/避難スペース	新校舎建設期間中の避難先の検討、地域調整、決定			新校舎使用開始後の避難先の検討、地域調整、決定			・新校舎建設期間中の代替避難先である「成瀬高校」で、避難施設関係者連絡会及び避難施設開設訓練を開催します。	
		③備蓄物資			物資移動			物資移動	自主防災組織と調整のうえ、備蓄物資の移動を行います。	
		④学校跡地の活用	学校跡地活用の検討・決定							・引き続き、避難者数推計結果を基に、学校跡地における防災機能の引き継ぎを検討します。
		⑤協定締結	協定締結に向けた協議							・引き続き、協定先となる民間企業や私立学校の選定を進めます。

章番号	取組項目/担当部課	取組内容	2023	2024	2025	2026	2027	2024年度における事業到達目標	
4章4	学童保育クラブ 【子ども生活部児童青少年課】	①児童への配慮	引き継ぎ内容等の検討・実施		引き継ぎ内容等の検討・実施			・事業者間の円滑な引継ぎを実施します。また、放課後児童支援員への研修では、環境変化の影響を最小限に抑えるため、児童の育成支援について理解を深めることができるようなテーマで実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	
			保育の質の向上を図るための研修実施						
		②管理運営	運営事業者の選定・運営		児童や保護者が安心して利用できる管理・運営方法の検討			新校舎建設期間における事業者の選定を行います。また、「まちとも」や「放課後活動」との連携についてさらに検討を進めます。	
			学校や「まちとも」との連携						
		③施設整備	施設整備検討	既存スペースを活用した学童保育クラブの実施			新校舎の学童保育クラブの施設整備		
	④行き帰りの安全対策	新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の検討・実施						・各地区の新たな通学路の状況を踏まえた安全対策を統合時に実施できるよう、具体的な取り組み内容を決定します。また、関係者との調整や利用者への周知を行います。	
4章5	放課後子ども教室「まちとも」 【子ども生活部児童青少年課・学校教育部指導課】	①環境整備	利用状況の把握		環境整備後の課題抽出・対応	利用状況の把握		・新たな活動スペースの課題を調査し、利用者数の増加に伴う部屋の活用方法なども踏まえた環境整備を行います。 ・活動準備室の整備を施設課と調整のうえ行います。	
			活動環境の調整・整備			活動環境の調整・整備			
		②管理運営	まちとも運営協議会との調整		まちとも運営協議会との調整			・まちとも運営協議会統合に伴う、予算、備品などの重複する資源を調整します。 ・児童の受入れ方法や見守りの仕方など学校ごとに異なる運営のルールについてすり合わせを行います。	
	③下校の安全指導	①新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の確認・調整 ②安全対策を踏まえた指導						・学校が作成した「新たな通学路の状況を踏まえた安全対策」に基づきまちとも運営協議会が安全指導を行えるよう調整を進めていきます。	
4章6	学校施設の活用 【生涯学習部生涯学習総務課・生涯学習部生涯学習センター・文化スポーツ振興部スポーツ振興課・学校教育部教育総務課】	①学校施設利用制度 検討・運営	各学校開放運営委員会代表への説明会や意見聴取の実施	学校施設利用制度の検討・調整	順次・新制度への移行			・学校及び開放利用団体に対し新たな仕組みの内容を説明するとともに、優先利用のルールなど運用の詳細について意見聴取します。	
		新制度の説明会実施							
		②現・南第二小の 学校施設利用		学校・学校施設利用団体等と調整	学校施設利用の終了				・2024年6月頃までに、2024年度の学校開放運営委員長に対し、各学校の工事スケジュール及び工事期間中の利用調整について説明を行います。
	③現・南成瀬小の 学校施設利用					学校・学校施設利用団体等と調整	・2024年6月までに南成瀬小利用団体と仮校舎建設に伴う利用制限箇所及び開放物品の現地確認を行います。 ・2024年7月から南成瀬小の校庭の一部が利用中止となるため、2024年6月末までに工事エリア内の開放物品の搬出を完了します。		
4章7	学校跡地 【政策経営部企画政策課】	学校跡地の活用	跡地活用の方向性検討		跡地活用の大まかな方向性の決定	校舎解体 跡地活用の詳細検討（・決定）		・引き続き、学校跡地周辺にお住まいの皆さまとの意見交換を重ね、いただいたご意見を踏まえ、跡地の具体的な活用方法を検討していきます。	
5章1	新たな学校づくり推進協議会 【学校教育部 新たな学校づくり推進課】	新たな学校づくりに関する取組に係る協議・進捗確認	推進協議会の開催・協議及び進捗確認の実施						・引き続き、新たな学校づくりに伴い検討等が必要な事項について協議を行うとともに、その進捗確認を行います。